情報提供日	令和８年１１月１１日(水)
主 管 課	宮崎県選挙管理委員会 （市町村課選挙担当）
担　　当	川崎、有村
電話番号	０９８５－２６－７０２４
内　　線	３７００、３７０１

発表事項：令和７年７月２０日執行参議院選挙区選出議員選挙の宮崎県選挙区に係る選挙無効請求上告事件における最高裁判所判決及び宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

このことについて、本日、最高裁判所の判決言渡しがありましたのでお知らせします。

なお、当該訴訟においては、鹿児島県の選挙区に係る選挙無効も併せて請求されていますが、以下は本県の選挙区に係る部分のみ記載します。

（上告審の概要）

事件の表示	最高裁判所　令和８年(行ツ)第６１号　選挙無効請求上告事件
提　起　日	令和７年１１月２５日
上　告　人	宮崎県選挙区の選挙人
被 上 告 人	宮崎県選挙管理委員会
上告の趣旨	原判決を破棄し、 「１　令和７年７月２０日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の宮崎県選挙区における選挙を無効とする。 ２　訴訟費用は第一審被告らの負担とする。」 との判決を求める。
主　　文	１　本件各上告を棄却する。 ２　各上告費用は各上告人らの負担とする。

（原審の概要）

事件の表示	福岡高等裁判所宮崎支部　令和７年（行ケ）第２号　人口比例選挙請求事件
提　起　日	令和７年７月２２日
原　　告	宮崎県選挙区の選挙人
被　　告	宮崎県選挙管理委員会
請求の趣旨	１　令和７年７月２０日に行われた参議院（選挙区選出）議員選挙の宮崎県選挙区における選挙を無効とする。 ２　訴訟費用は被告の負担とする。 との判決を求める。
判　決　日	令和７年１１月２１日
主　　文	１　原告らの請求をいずれも棄却する。 ２　訴訟費用は原告らの負担とする。

【宮崎県選挙管理委員会委員長の談話】

判決内容の詳細を承知しておりませんが、原審原告らの請求が棄却されたものの、違憲状態との判決であり、厳しい御判断を頂いたものと認識しております。

宮崎県選挙管理委員会　委員長　成合（なりあい）　修（おさむ）